知多市道路附属物修繕計画

【案内標識、道路照明灯編】

令和２年３月

改定　令和７年３月

知多市 都市整備部 土木課

１　道路附属物修繕計画の目的

（１）背景

平成２５年に「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、国土交通省は道路構造物の予防保全、老朽化対策として、維持補修に関する技術的基準に点検に関する基準を新たに追加した。これは道路管理者に点検を義務付け、安全で円滑な通行を確保し、道路の維持管理、修繕を計画的に行うことが重要であるとしたものである。

知多市では、道路附属物の一部として案内標識、道路照明灯を管理しており、維持補修を行っている。しかし、膨大な数量の道路附属物の高齢化が進行し、今後修繕費が増大することが予想される。こうした状況の下、今までのような事後的な修繕では更新コストがさらに増大することが懸念されるため、予防保全型の維持管理を推進し、計画的な点検、診断、修繕を行うことによって修繕費等を縮減・平準化する合理的なメンテナンスサイクルの確立が急務となっている。

（２）目的

案内標識及び道路照明灯は、突然の部材の落下や支柱の倒壊等の事故事例が報告されており、第三者被害を防止するうえで、適切な管理が必要である。

本計画により、点検・診断の結果を踏まえ、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた道路附属物の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し継続的に発展していくものである。

（３）方針

・効果的かつ効率的な案内標識、道路照明灯の修繕の実現

道路附属物修繕計画は５年ごとの定期点検を基礎データとして立案する。点検結果による健全性の診断判定により、修繕の必要性とともに、路線の重要性や交通量、安全性を考慮して修繕優先順位を定める。

・計画の見直し

５年ごとの定期点検の結果をもとに、計画の見直しを実施する。

メンテナンスサイクル

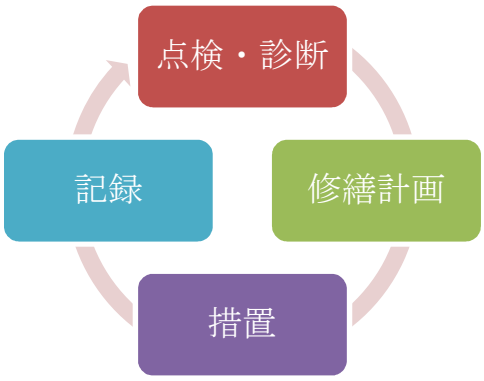

２　道路附属物修繕計画の対象施設

（１）計画対象の道路附属物

知多市が管理する案内標識については、すべてを対象とする。また、知多市が管理する道路照明灯については、１級、２級市道、国道、県道に設置されているものを対象とする。

【計画対象の案内標識及び道路照明灯数】

案内標識		５２基
	国道１５５号・２４７号	４基
	県道	７基
	市道	４１基
道路照明灯		８９９基
	１級市道	４３２基
	２級市道	３３７基
	国道１５５号・２４７号	１５基
	県道	１１５基

【計画対象の案内標識及び道路照明灯の主な形式】

案内標識	Ｆ型　　 路側式※
道路照明灯	直線型　 共架型　 Ｙ型　 テーパーポール型

※路側式については、歩道等の頭上に付いているものなど第三者被害が想定されるものを対象とする。

３　点検内容及び評価方法

「附属物（標識、照明施設等）定期点検要領【愛知県建設局道路維持課　令和２年４月】」に基づき点検を行っていく。

定期点検を５年ごとに行い、道路附属物の変状を把握し、全国統一の判定区分（国土交通省道路局告示、平成２６年７月１日施行）により健全性をⅠ～Ⅳで診断を行う。対策が必要となった場合、点検結果をもとに変状原因を特定して修繕方法を決定し、修繕の必要性とともに、路線の重要性や交通量、安全性を考慮して修繕の優先順位を定め修繕計画を策定する。

【点検項目及び方法】

定期点検	中間点検	外観目視	外観目視を基本とし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラなどを用い、全部位の確認を行う。
	詳細点検	近接目視	所定の部位に対して点検用資機材を用いて近接目視を行う。必要に応じて、触診や打音等を併用して行う。
		詳細調査	近接目視の結果などから必要に応じて実施する調査で、残存板厚調査、き裂探傷試験、路面境界部の掘削を伴う目視点検を行う。

【案内標識の定期点検実施時期の目安】

年度		平成２６	令和元	令和６	令和１１	令和１６
定期点検	中間点検	○※1		○		○
	詳細点検		○※2		○	

【１級市道に設置されている道路照明灯の定期点検実施時期の目安】

年度		平成２６	令和元	令和５	令和６	令和１０	令和１１
定期点検	中間点検	○※1		○※4	○		
	詳細点検		○※3			○	○

※1「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）【国土交通省道路局国道・防災課　平成２２年１２月】」に基づき実施。

※2「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）【国土交通省道路局国道・防災課　平成２６年６月】」に基づき実施

※3「附属物（標識、照明施設等）定期点検要領（案）【愛知県建設部道路維持課　平成３０年３月】」に基づき実施。

※4 点検業務を平準化させるため、１年間前倒して実施予定。「附属物（標識、照明施設等）定期点検要領（案）【愛知県建設部道路維持課　令和２年４月】」に基づき実施。

【２級市道、国道、県道に設置されている道路照明灯の定期点検実施時期の目安】

年度		令和３	令和４	令和５	令和７	令和８	令和９
定期点検	中間点検				○	○	○
	詳細点検	○	○	○			

【点検結果に基づく判定区分】

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

４　修繕計画

定期点検（詳細点検）を行った結果を個別施設計画に示す。

判定区分がⅢの道路附属物に関しては、路線の重要性や交通量、安全性を考慮して修繕優先順位を定め修繕を順次行っていく。

判定区分がⅣの道路附属物に関しては、応急措置を行い、早急に対策を行っていく。

本計画に則り、メンテナンスサイクルを確立させ、随時見直しを行っていく。